

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 徳島県条例第十三号

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 県は、法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業及び法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する法第八十七条の三第一項の規定により市町村が行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」と総称する。）の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる者が、法第八十七条の三第七項（法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第八十七条第五項の規定による当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から当該農地中間管理機構関連事業の工事完了公告日の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過しない間に当該各号に定める場合に該当することとなる場合には、その者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、特別徴収金を徴収する。ただし、当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から連続して農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構に農業の経営若しくは農作業の委託をした期間若しくは同条第五項に規定する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらの期間を合算した期間が十五年以上であるとき又はこれらの期間に連続して農地中間管理機構が当該農地中間管理機構関連事業に係る農用地の所有権を取得する場合にあつては、この限りでない。

一 県が行うもの イ及びロに掲げる額を合算した額

イ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を差し引いた額

(1) 当該農地中間管理機構関連事業に要する費用の額を法第九十一条の二第六項各号に定める場合に該当することとなる行為（以下「目的外用途供用行

為等」という。)に係る土地の面積に割り振つて得られる額

(2) 当該農地中間管理機構関連事業につき、法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金を当該目的外用途供用行為等に係る土地の面積に割り振つて得られる額

ロ 目的外用途供用行為等により遊休化する施設を当該施設の目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を差し引いた額

(1) 当該収入額から当該目的外用途供用行為等に係る土地に係るものを差し引いた額

(2) (1)の額に当該農地中間管理機構関連事業に要する費用のうち法第九十一条第六項の規定により市町村に負担させる割合を乗じた額

二 市町村が行うもの 当該農地中間管理機構関連事業に対し県が交付する補助金の額(法第二百二十六条の規定により国が交付する補助金の額を除く。)を目的外用途供用行為等に係る土地の面積に割り振つて得られる額

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。